

仕 様 書

1. 工事名

郡山高等学校 ネットフェンス修繕工事

2. 工事場所

大和郡山市城内町 1 - 2 6 郡山高等学校

3. 工事期間

契約締結日から令和 3年 3月 26日 (金)

ただし、工事は、令和 3年 3月 1日 (月) から令和 3年 3月 26日 (金) までとする。

4. 工事内容

土木工事 (ネットフェンス修繕 (取替) 工事)

5. 特記事項

- (1) 仮設材料以外の材料はすべて新品とし、J I S規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、発注者と協議すること。
- (2) 工事写真は工事着工前、完成後、工事隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な工事段階の工事状況、その他発注者の指示により計測等を実施箇所の写真を撮影すること。また、工事完了後は速やかに整理し提出すること。
- (3) 工事に必要な電気・水道は、原則として受注者の負担により発電機及び給水タンク等を設置すること。やむを得なく発注者側の施設を使用する場合は、別途協議することとする。
- (4) J I S等によりホルムアルデヒド放散量の区分規定がある材料を使用する場合は、F☆☆☆☆を使用すること。
- (5) 工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分すること、また、処分に際しマニフェスト票 (A 票及び D 票、または、A 票及び E 票) の写しを発注者に提出すること。
- (6) 工事着手に際しては、施設管理者と事前に協議のうえ行うこと。
- (7) 工事実施に際しては、施設に影響が出るような作業 (騒音等) については、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。
- (8) 工事完了後、速やかに完了報告書を作成し、発注者へ提出し、検査を受けること。

6. 安全管理及び安全訓練等

- (1) 本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、下記の項目の安全・訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
 - ② 作業内容等の周知徹底
 - ③ 作業安全に関する法令等の周知徹底
 - ④ 本作業における災害対策訓練
 - ⑤ 本作業現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練として必要な事項
- (2) 実施に先立ち作成する施工計画書に、本工事に内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するものとする。
- (3) 安全・訓練等の実施状況を作業報告に記録し、報告するものとする。

7. 公契約条例に関する遵守事項

本工事を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

8. その他留意事項

- (1) 当該工事に関連する法令について遵守すること。

- (2) 受注者は工事を実施するにあたり、発注者と緊密に調整を図ることとし、工事を円滑に施工できるよう体制を整え、発注者の指示に従い工事を施工すること。
- (3) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議の上決定すること。